岩手県告示第583号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年10月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 令和4年9月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 及次建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢羽田町駅南一丁目127番地
 - ウ 代表者の氏名 及川和彦
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第7921号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月2日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 令和4年9月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐々木建設
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第2地割50番地2
 - ウ 代表者の氏名 佐々木力蔵
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第8220号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の 取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年7月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 令和4年9月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社千田産業
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺岩谷堂字下苗代沢612番地
 - ウ 代表者の氏名 千田俊二
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第60213号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 令和4年9月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社島元組
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢真城字土手根106番地
 - ウ 代表者の氏名 秋元健則
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第60222号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月9日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

- 5号に該当する。
- 5(1) 処分をした年月日 令和4年9月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ZEN
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市飯岡新田5地割44番地10
 - ウ 代表者の氏名 神山光司
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第70129号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年8月26日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年9月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東陵総業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市大渡町一丁目5番8号
 - ウ 代表者の氏名 阿部正喜
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第110112号
 - (3) 処分の内容 管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年9月6日付けで管工事業及び造園工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第 29条第1項第5号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年8月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 勇等建工株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市上斗米字上川代35番地64
 - ウ 代表者の氏名 田中舘忠
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-29) 第150102号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年8月30日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 5号に該当する。